

## 規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	輸出貿易管理令の一部を改正する政令案		
規制の名称	外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理		
規制の区分	新設(改正)(拡充、緩和)、廃止		
担当部局	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課		
評価実施時期	令和5年12月		
規制の目的、内容及び必要性	<p><b>①規制実施しない場合の将来予測(ベースライン)</b>            今次改正は、ウクライナをめぐる国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、外國為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づきロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の特定団体に対する輸出にかかる禁止措置を行ったした議論了解を踏まえたもの。仮に実施しない場合、我が国が国際協調的な輸出禁止措置の抜け穴となり国際的な努力の実効性を失わせることとなる。加えて、主要国との関係が悪化し、外為法の目的である我が国経済の健全な発展に支障を来すおそれがある。</p> <p><b>(②課題・課題発生の原因・課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</b>  <b>【課題及びその発生原因】</b>            ウクライナをめぐる国際情勢に鑑み、主要国が国際協調として講ずることとした輸出禁止措置を国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため同様の措置を実施する必要がある。</p> <p><b>【規制以外の政策手段】</b>            今般の措置は、輸出管理制度を適切に運用するために、ロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の特定団体に対する輸出にかかる禁止措置を法的に実施するものであり、非規制手段は考えられない。            なお、外為法における許可・承認の申請については電子情報処理組織を使用した電子申請の手続を進めている。本改正における許可・承認申請においても電子申請可能となるよう必要な見直しを行う。</p> <p><b>【規制の内容】</b>            ロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の特定団体に対する輸出にかかる禁止措置の導入</p>		
直接的な費用の把握	<p style="text-align: right;"><b>費用の要素</b></p> <p><b>(3) 遵守費用(は金銭価値化(少なくとも定量化)は必須)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(遵守費用)</td> <td> <p>(遵守費用)            ・許可・承認申請手続に係る作業コストの発生(申請手続きに係る書類作成、取扱い品目が規制に該当するかの確認作業)            ・組織内の輸出管理制度の拡大            ・販売戦略等への影響(相手国・地域、相手方や品目によっては、輸出が許可されない事案が想定され、外貨獲得の機会の減少や販売戦略そのものへの影響が生じうる)            他方、上記作業の事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的に推計することは困難である。</p> <p>(行政費用)            ・許可・承認対象の対象となった特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出(経済産業大臣が指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)に係る審査・検査業務が追加発生            ・許可・承認対象範囲の変更について企業等への周知業務が発生(説明会開催及び資料作成、並びに改正内容を的確に説明・判断するための知見の蓄積等が必要になる)            他方、今後行われる申請の件数や説明会の開催件数等は現時点では必ずしも明らかではないことから、定量的に推計することは困難である。</p> <p>(行政費用)            (規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意            (規制の緩和ではないため該当せず。)</p> </td> </tr> </table>	(遵守費用)	<p>(遵守費用)            ・許可・承認申請手続に係る作業コストの発生(申請手続きに係る書類作成、取扱い品目が規制に該当するかの確認作業)            ・組織内の輸出管理制度の拡大            ・販売戦略等への影響(相手国・地域、相手方や品目によっては、輸出が許可されない事案が想定され、外貨獲得の機会の減少や販売戦略そのものへの影響が生じうる)            他方、上記作業の事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的に推計することは困難である。</p> <p>(行政費用)            ・許可・承認対象の対象となった特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出(経済産業大臣が指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)に係る審査・検査業務が追加発生            ・許可・承認対象範囲の変更について企業等への周知業務が発生(説明会開催及び資料作成、並びに改正内容を的確に説明・判断するための知見の蓄積等が必要になる)            他方、今後行われる申請の件数や説明会の開催件数等は現時点では必ずしも明らかではないことから、定量的に推計することは困難である。</p> <p>(行政費用)            (規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意            (規制の緩和ではないため該当せず。)</p>
(遵守費用)	<p>(遵守費用)            ・許可・承認申請手続に係る作業コストの発生(申請手続きに係る書類作成、取扱い品目が規制に該当するかの確認作業)            ・組織内の輸出管理制度の拡大            ・販売戦略等への影響(相手国・地域、相手方や品目によっては、輸出が許可されない事案が想定され、外貨獲得の機会の減少や販売戦略そのものへの影響が生じうる)            他方、上記作業の事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的に推計することは困難である。</p> <p>(行政費用)            ・許可・承認対象の対象となった特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出(経済産業大臣が指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)に係る審査・検査業務が追加発生            ・許可・承認対象範囲の変更について企業等への周知業務が発生(説明会開催及び資料作成、並びに改正内容を的確に説明・判断するための知見の蓄積等が必要になる)            他方、今後行われる申請の件数や説明会の開催件数等は現時点では必ずしも明らかではないことから、定量的に推計することは困難である。</p> <p>(行政費用)            (規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意            (規制の緩和ではないため該当せず。)</p>		
直接的な効果(便益)の把握	<p style="text-align: right;"><b>便益の要素</b></p> <p><b>(5) 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要</b>            我が国が輸出管理制度を適切に運用することによって、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することができ、経済制裁の国際的な効果を高めることができる。</p> <p><b>(6) 可能であれば便益(金銭価値化)を把握</b>            我が国が輸出管理を適切に実施することによって得られる国際協調による経済制裁の目的や外為法の目的の達成に寄与することを金銭価値化することは困難。</p> <p><b>(7) 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計</b>            (規制の緩和ではないため該当せず。)</p>		
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p><b>(8) 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</b>            事業者の輸出管理に一定の負担がかかることがありうるが、特定の事業者についてだけ負担が発生するものではなく、競争状況に負の影響は生じない。</p>		
費用と効果(便益)の関係	<p><b>(9) 明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証</b>            輸出管理制度を適切に運用し、外為法の目的を達成することは、我が国としての責務であり、こうした責務を果たしていくことによる便益は極めて大きいと考えられる。一方で、事業者の負担も限定期的であり、一定の行政費用が追加で発生するものの、これまでの審査業務等の範囲で対応可能である。以上のことから、今回の制度改正に伴う便益はその費用を上回ると考えられるため、今回の制度改正は適かつ合理的なものであると考えられる。</p>		
代替案との比較	<p><b>(10) 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</b>            今般の措置は、主要国が国際協調として講ずることとした輸出の禁止措置を我が国で実施するとして閣議決定・政令改正等したものであり、外為法の目的を達成するために、国際的な努力に我が国として寄与するため講ずるものであることから、代替案はない。</p>		
その他の関連事項	<p><b>(11) 評価の活用状況等の明記</b>            特になし。</p>		
事後評価の実施時期等	<p><b>(12) 事後評価の実施時期の明記</b>            ウクライナをめぐる国際情勢や主要国との対応の状況等を踏まえて適切に判断していく。</p> <p><b>(13) 事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</b>            ウクライナをめぐる国際情勢や主要国との対応の状況等を踏まえて事後評価を行うこととする。</p>		
備考			